

令和8年度

学校いじめ防止基本方針



授業風景



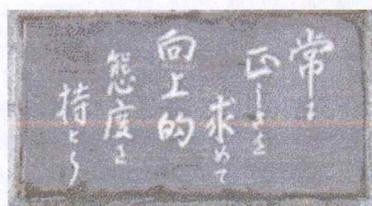
壮行式



授業風景



緒絶川周辺環境整備



大崎市立古川中学校

宮城県大崎市古川二ノ構7番54号

TEL (0229) 22-0236



目次

【はじめに】

I	いじめの定義-----	1
II	いじめの理解-----	2
III	いじめの防止等に関する基本的な考え方-----	2
1	いじめの防止	
	(1) 基本的な考え方	
	(2) いじめの防止のための措置	
2	早期発見	
	(1) 基本的な考え方	
	(2) いじめの早期発見のための措置	
3	いじめに対する措置	
	(1) 基本的な考え方	
	(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応	
	(3) いじめを受けた生徒またはその保護者への支援	
	(4) いじめた生徒への指導またはその保護者への助言	
	(5) いじめが起きた集団への働き掛け	
	(6) ネット上のいじめへの対応	
4	いじめ解消の定義について	
5	その他の留意事項	
	(1) いじめ対策年間指導計画等	
	(2) 組織的な生徒指導	
	(3) 校内研修の充実	
	(4) 校務の効率化	
	(5) 学校評価	
	(6) 地域や家庭との連携について	
IV	いじめの防止等の対策のための組織-----	7
1	「いじめ問題対策委員会」の設置	
2	「いじめ問題対策委員会」の役割	
3	「いじめ問題対策委員会」の構成	
4	「いじめ問題対策委員会」の構成員の役割	
V	重大事態発生に係る調査を行うための組織-----	11
1	「いじめ問題対策委員会」の設置(学校の下に設置する場合)	
	(1) いじめを受けた生徒に、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき	
	(2) いじめを受けた生徒が一定の期間、または連続して欠席や別室登校、早退することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき	
	(3) その他	
2	「いじめ問題調査委員会」の役割	
3	「いじめ問題調査委員会」の構成	
	(1) 学校が「いじめ問題調査委員会」を設置する場合	
	(2) 学校の設置者が調査主体となる場合	

VI 重大事態発生に係る調査----- 13

1 事実関係を明確にするための調査の実施

2 調査の方法

- (1) いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合
- (2) いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合
- (3) 調査を行う際のその他の留意事項

3 調査結果の提供及び報告

- (1) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
- (2) 調査結果の市長への報告
- (3) いじめた生徒及び保護者への説明
- (4) 他の保護者への対応

4 その他の留意事項

- (1) 地域住民等への対応
- (2) マスコミへの対応
- (3) その他

<事実関係を明確にするためのフロー>----- 15

<参考>生徒の自殺という事態が起こった場合(いじめがその要因として疑われる場合)の「自殺の背景調査」における留意事項----- 16

<自殺背景の調査フロー>----- 17

<資料1>いじめをしない・させない生徒・集団を育てるための活動

- ・特別活動の全体計画
- ・学級活動題材一覧
- ・教育相談体制

<資料2>いじめ発見のためのアンケート

<資料3>いじめ発見のためのチェックシート

<資料4>いじめ対策年間計画

<資料5>学校評価の進め方

<資料6>聞き取りシート

【はじめに】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本校は生徒の尊厳を保持するため、大崎市・学校・家庭・地域住民その他の関係者（警察、児童相談所等の関係機関）との連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定するものである。

（Ⅰ）いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という）において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。

この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えば、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、行為が行われたときのいじめを受けた生徒や周辺の状況等、表面のみにとらわれることなく、いじめを受けた生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。また、いじめを受けた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた生徒や周辺の状況等を客観的に確認することにも配慮する。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指している。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた生徒の感じる被害性に着目して見極めるようにする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

加えて、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合について、いじめに当たると判断した場合は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

(Ⅱ) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう努める。

(Ⅲ) いじめの防止等に関する考え方

1 いじめの防止

(1) 基本的な考え方

未然防止の基本は、生徒一人一人が安心して学校生活を送ることができる学校の環境をつくることにある。本校は、その環境をつくるために、全教職員で生徒指導の4つの視点（自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）を生かした授業づくり、集団づくり、学校づくりを推進していく。

また、未然防止の取組が着実に成果を上げられるように、学校の取組を定期的なアンケートを実施したり日常的な生徒の行動の様子を把握したりして適宜評価し、それを基に改善を検討していくPDCAサイクルに基づく取組を継続していく。

(2) いじめの防止のための措置

① いじめについての共通理解

学校全体においていじめについての共通理解を図るため、以下のことを行う。

- ・ 職員会議や校内研修において、本校生徒のいじめの実態、具体的な指導上の留意点、取組の計画や改善点等について確認する。
- ・ 全校集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を醸成していく。また、何がいじめにつながる行為なのか等を具体的に列挙して校舎内に掲示し啓発を図る。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、地域の方々の協力を得ての職場体験学習や宿泊体験学習などの社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解しようとする態度や自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重しようとする態度を養う。

また、授業や係活動、清掃当番活動など日常の学校生活全般を通して、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスがかかっている。このことを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、生徒一人一人の理解の状況だけでなく心情にも配慮しながら、どの生徒も分かる喜びが味わえる授業づくりを進

める。また、いじめの未然防止、早期発見のために道徳教育を一層充実させる。

生徒が学校生活の中でストレスを感じた場合でも、それを他人に直接ぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

なお、教職員の不適切な認識や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめを受けている生徒を孤立させ、いじめを深刻化させる。また、障害（発達障害を含む）、帰国子女、LGBT、東日本大震災避難者について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たる。

④ 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、「認められている、満たされている」という思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高められるよう努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感を高められるよう、教科指導、特別活動、部活動などにおいて、達成感や成就感を味わえるような体験の機会を積極的に設ける。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異校種間等で適切に連携して取り組む。

⑤ 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

「いじめ問題を考える全校集会」など、生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような、生徒会の取組を推進する。この際、教職員は、全ての生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になるよう適切な支援や助言を行い、生徒の取組を陰で支える役割に徹する。

2 早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、学校の内外に関わらず地域や保護者と連携を取りながら早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

(2) いじめの早期発見のための措置

① 実態把握、情報共有

教職員がいじめの情報を学校内で共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得る行為である。そのことを教職員が自覚し、いじめ問題の根絶に向けて努力する。

また、いじめに関する情報を得るために、以下のことに取り組む。

- ・ 授業、休み時間、給食時間、放課後の時間等の生徒の様子に目を配る。特に業間の休み時間については、全職員を割り当てた巡視活動を行う。
- ・ 巡視や声掛けを行い知り得た情報を報告して、全職員で共有するとともに指導に生かす。
- ・ 教科担任は次の時間が空いている場合、授業終了後直ちに教室には戻らず、次の担当教師が来るのを待って入れ替わり、できるだけ生徒の様子を観察する。
- ・ 個人ノートや生活ノート等を活用し交友関係や悩みを把握する。
- ・ 月に1回、いじめ発見のためのアンケート調査を実施しいじめの早期実態把握に取り組む。

- ・ 放課後などに教育相談の機会を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・ P T A総会、学年・学級懇談会、家庭訪問などの機会に、保護者用のいじめチェックシートを活用し保護者から情報を得る。
- ・ 集まったいじめに関する情報は、生徒指導記録簿や生徒理解カードに記載するとともに、学年や必要に応じて教職員全体で共有する。

② 体制整備とその点検

生徒や保護者が、いじめに関して教職員・スクールカウンセラー等に相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒や保護者との信頼関係を築くようにする。

また、教職員が生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、学校のいじめの早期発見・早期対応の体制が適切に機能しているかなどのいじめ発見のためのチェックシート（学校用・教師用）を活用し、定期的に体制を点検する。

3 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

① 生徒の安全確保

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

② 組織での対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ問題対策委員会で直ちに共有する。その後は、いじめ問題対策委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。

③ 警察との連携

いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と連携して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

① いじめを受けた生徒への対応

いじめを受けた生徒には、まず担任等が本人の訴えを本気になって傾聴し、親身な対応をする。その際、つらさや悔しさを十分に受け止め、「あなたが悪いわけではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。担任等は、教師は絶対的な味方であることと、具体的支援策を示す。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

② 保護者に事実関係を伝える

家庭訪問等により、その日のうちに迅速・正確に保護者に事実関係を伝える。いじめを受けた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。また、いじめを受けた生徒が不安を感じるなど、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、安全の確保やその他具体的な取組方策を正確に伝えて理解を得るように努める。保護者の心情に配慮した発言を心掛け、保護者との信頼関係を構築するように努める。

③ 教育環境の確保

いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめが継続している場合にいじめた生徒を別室に置いて指導することとしたり、出席停止制度を活用したりするなど、いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、いじめを受けた生徒の心理的ケアがさらに必要な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、教員経験者・警察官経験者などの外部専門家の協力を得る。

④ 支援等の継続

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

① 再発防止

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

② 保護者への助言

事実関係を聴取したら、迅速・正確に保護者に連絡し、事実に対する理解と納得を得る。情けなさや自責の念、今後への不安等の保護者の心情を理解した上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

③ いじめた生徒への指導等

担任等は、いじめたとされる生徒から事実関係の聴取を行い、まずいじめがあったことを確認する。

いじめがあったことが確認されたら、不満等の訴えを聴き、受容的な態度を取りつつも、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるように促すとともに、いじめられている生徒のつらさに気付かせる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景や理由にも目を向け、当該生徒の安心・安全・健全な人格の発達に配慮して指導を行う。

また、当該生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。指導後もいじめを繰り返すなどのいじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、別室等で特別の指導計画による指導を行うほか、教育上必要と認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加える。

心身への苦痛や財産上の損害を与える行為を繰り返すなど、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、警察と連携して対処するとともに、市町村教育委員会と連携し出席停止制度を活用するなど、毅然とした対応をする。

重大な事案に発展するおそれがあるときは、直ちに警察に通報する。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒等を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた生徒が自らの行為の悪質

性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(5) いじめが起きた集団への働き掛け

① 「観衆」「傍観者」を作らない指導

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

さらに、学級活動等で、MAPや構成的グループ・エンカウンター、思春期のライフスキルプログラム等の手法を取り入れた仲間づくり活動により仲間との絆の大切さを実感させたり、無視されるなどいじめの疑似体験（ロールプレイング）などによりいじめを受けることは苦痛であることについて実感を伴って理解させたりするなど、五感に訴える指導を積極的に取り入れる。

② 望ましい集団づくり

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪を指すものではなく、被害生徒と加害生徒との関係修復、そして、いじめには関わっていない生徒を含めて、学級や学年の生徒との関係が良好になり、望ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

① 不適切な書き込みへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置を取るに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

② ネットパトロールと情報モラル教育

早期発見の観点から、宮城県教育委員会や市町村教育委員会と連携するとともに、自校職員によるネットパトロール等を実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないよう、仙台法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付や「宮城県24時間いじめ相談ダイヤル」、教育事務所（地域事務所）の相談窓口等、関係機関の取組についても周知する。パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、無料通話アプリ、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見されにくいため、予防として、学校における情報モラル教育を進めるとともに、通信企業の携帯電話等の使用に係る「健全育成教室」や宮城県警の協力による「ネット被害未然防止」の講話を行い、生徒のみならず保護者に対してもネット利用に係る危険性について啓発していく。

4 いじめ解消の定義について

いじめ解消と判断するためには、少なくとも以下の二つの要件が満たされていること。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5 その他の留意事項

(1) いじめ対策年間指導計画等

学校基本方針に基づく取組の実施や具体的ないじめ対策年間計画を作成する。作成や実施に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参加を図る。

(2) 組織的な指導体制

いじめの問題に適切に対応するため、校長を中心とした全教職員が一致協力できる体制を確立する。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応する。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家を加える。

(3) 校内研修の充実

すべての教職員の共通理解を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を年間指導計画に位置づけて実施する。

(4) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるように、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整え、校務の効率化を図る。

(5) 学校評価

いじめへの対応に係る学校評価においては、P D C Aサイクルに基づいて評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組の状況を評価し、その評価結果を踏まえて取組の改善を行う。

(6) 地域や家庭との連携

P T A総会や学年・学級懇談会などにおける学校基本方針の説明により、地域や保護者に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信の地域への回覧等を通じて地域や家庭との緊密な連携体制を維持する。

(IV) いじめの防止等の対策のための組織

1 「いじめ問題対策委員会」の設置

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置する。

2 「いじめ問題対策委員会」の役割

- 学校基本方針に基づいて、取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- いじめの相談・通報の窓口となる。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には、いじめ問題対策委員会緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

3 「いじめ問題対策委員会」の構成

構成員は以下のとおりとする。

<教職員>

- ・校長，教頭，主幹教諭，生徒指導主事，養護教諭，学年主任，学年副主任，教育相談担当教員，その他の関係職員（学級担任，部活動担当教員等），スクールカウンセラー等

<心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者>

※必要に応じて

- ・大崎市青少年センター ・教育事務所所属スクールカウンセラー
- ・県北部児童相談所 ・大崎市福祉事務所 ・大崎市子育て支援課
- ・古川警察署生活安全課少年係 ・教育研修センター移動教育相談
- ・医療機関 ・保健所 ・家庭裁判所 ・少年鑑別所 ・特別支援教育センター
- ・スクールソーシャルワーカー ・弁護士，学校医，警察官経験者，学校評議員 等

<保護者や地域住民等>

※必要に応じて

- ・PTA会長・副会長 ・健全育成委員長 ・各学年委員長 ・地区委員ブロック長
- ・市青少年センター専任指導員 ・学区内児童民生委員 等

4 「いじめ問題対策委員会」の構成員の役割

1 いじめ防止のための措置

<学級担任>

- ・日常的に「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・はやしたてる，見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定することになることを理解させる。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動がいじめにつながらないように，指導の在り方に注意を払う。

<養護教諭>

- ・学校教育の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

<生徒指導主事>

- ・いじめ問題について校内研修や会議で取り上げ，教職員間の共通理解を図る。

<管理職>

- ・全校集会などで，校長がいじめは絶対に許されないという雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・道徳教育や人権教育の充実，読書活動・体験活動の推進等に計画的に取り組む。
- ・生徒が自己有用感を高められる場面を積極的に設けるよう教職員に働き掛ける。
- ・生徒会によるいじめ根絶集会など，生徒が主体的に参加する取組を推進する。

2 早期発見のための措置

<学級担任>

- ・生徒の見守りや信頼関係の構築に努め，生徒の変化や危険信号を見逃さない。
- ・休み時間や放課後の生徒との交流や日記等を通じ，交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し，教育相談を行う。

<養護教諭>

- ・保健室利用の児童生徒の会話等で，いつもと何か違うと感じたときは，その機会を捉え，悩み

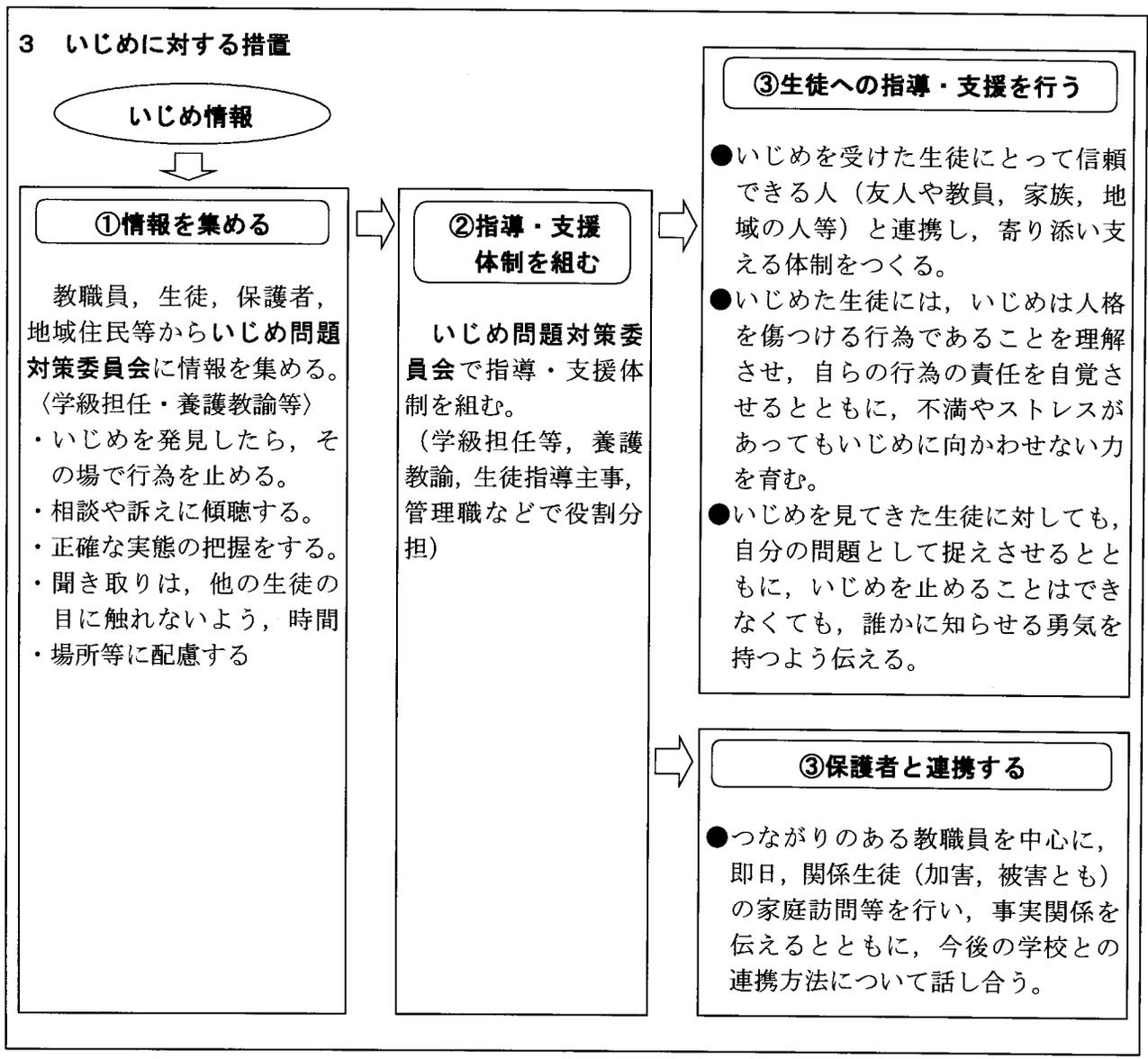
を聞く。

〈生徒指導主事〉

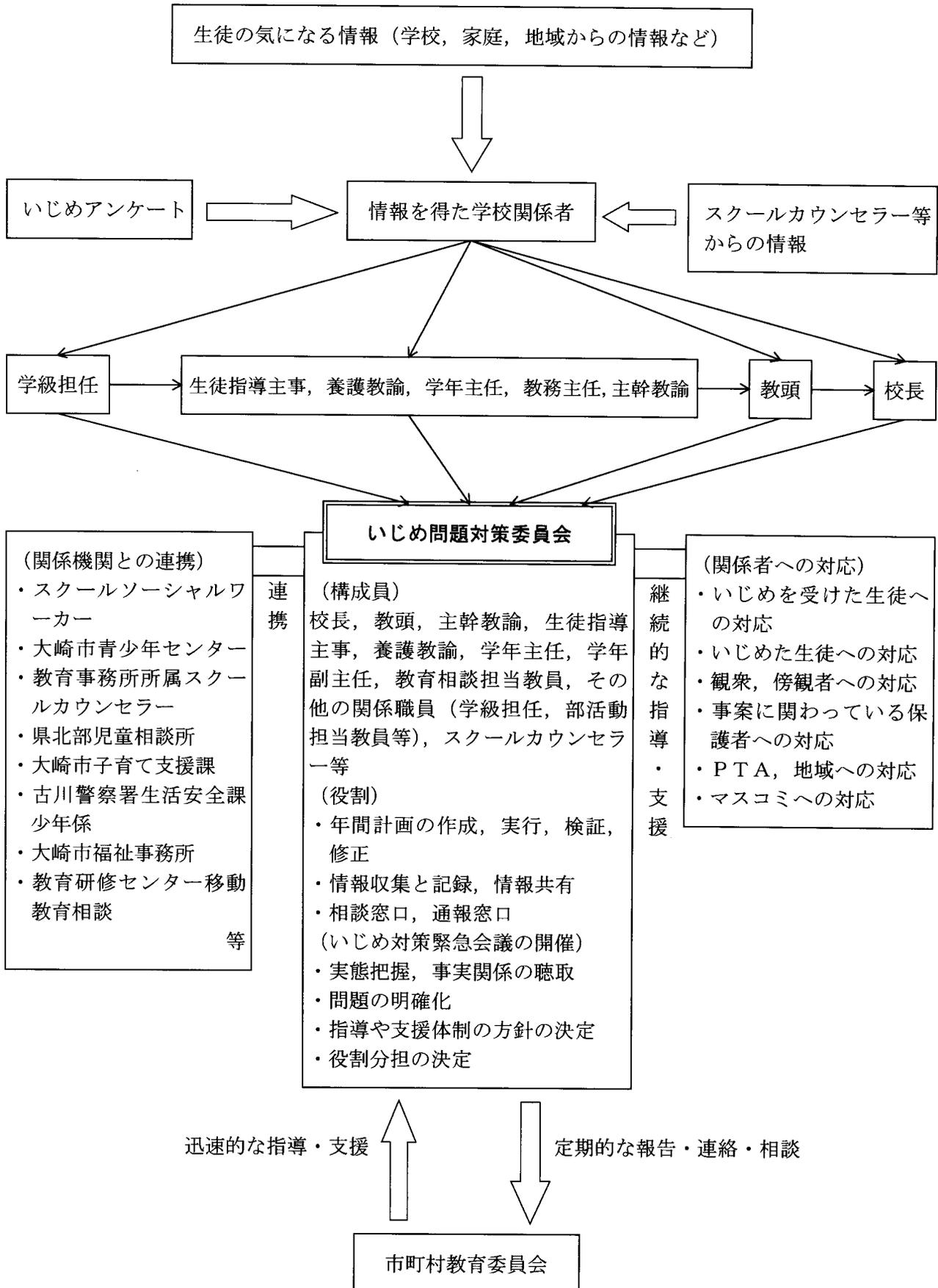
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・ 保健室や相談室の利用，電話相談窓口についての周知を図る。
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や，放課後の巡回等において，異常の有無を確認する。

〈管理職〉

- ・ 生徒及び保護者，教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ 校内の教育相談体制が機能しているか定期的に点検する。



【いじめ問題対策委員会】



(V) 重大事態発生に係る調査を行うための組織

1 「いじめ問題調査委員会」の設置（学校の下に設置する場合）

次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、「いじめ問題調査委員会」を設置する。

(1) いじめを受けた生徒に、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等の重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合など

(2) いじめを受けた生徒が一定の期間、または連続して欠席や別室登校、早退することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(3) その他

生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる。

2 「いじめ問題調査委員会」の役割

- 発生した事案が重大事態であると判断したとき、当該重大事態に係る調査を行う。
- 調査を行った時は、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態等その他の必要な情報を適切に提供する。

3 「いじめ問題調査委員会」の構成

(1) 学校が「いじめ問題調査委員会」を設置する場合

① 構成員

市町村教育委員会の指導の下に、以下の「いじめ問題対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて、「いじめ問題調査委員会」の構成員を決定する。

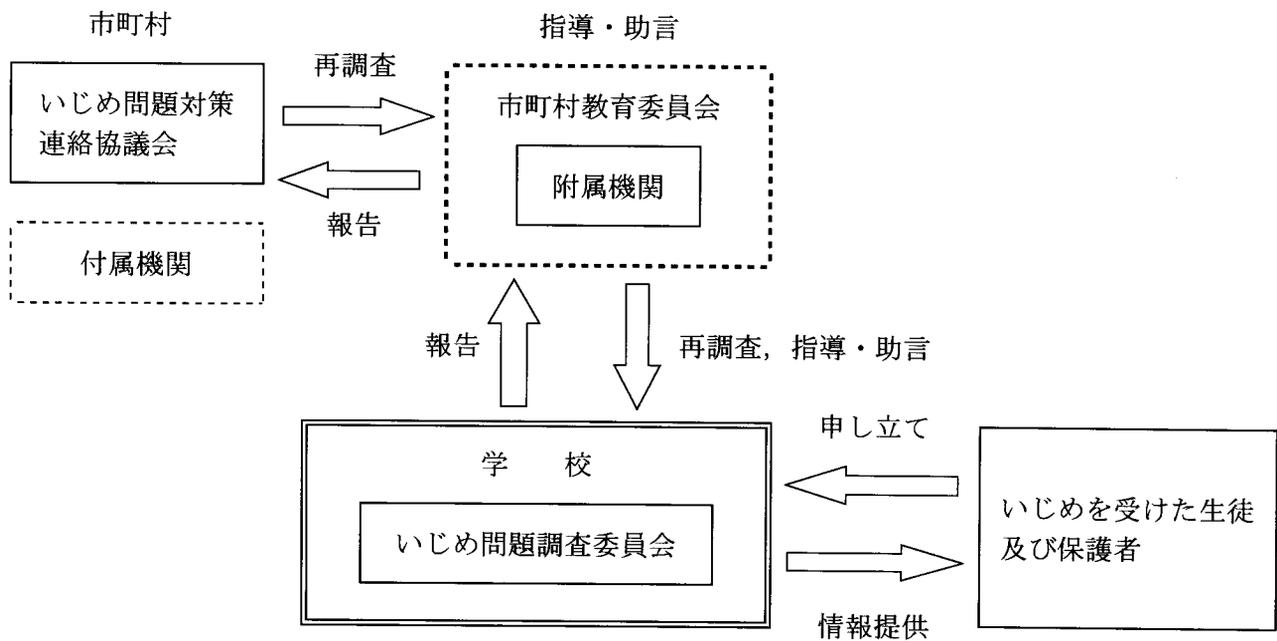
<いじめ問題対策委員会>・・・母体として

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、学年副主任、教育相談担当教員、その他の関係職員（学級担任、部活動担当教員等）、スクールカウンセラー等

<適切な専門家>・・・市町村教育委員会の指導を受けて

弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家（スクールソーシャルワーカー等）

【いじめ問題調査委員会】



(2) 学校の設置者が調査主体となる場合

大崎市いじめ防止基本方針 組織体制

(VI) 重大事態発生に係る調査

1 事実関係を明確にするための調査の実施

- 「いじめ問題調査委員会」は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。また、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。
- 学校は、市町村教育委員会に設置される附属機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ※ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと設置者が判断する場合、又は、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合は市町村教育委員会において調査を実施する。

2 調査の方法

(1) いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ① いじめを受けた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
- ② 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ③ いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ④ 調査を行うに当たっては、市町村教育委員会の指導・支援の下、対応に当たる。

(2) いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

(3) 調査を行う際のその他の留意事項

学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。ただし、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。

3 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について説明する。
- これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

(2) 調査結果の市町村長への報告

調査結果については、市町村教育委員会を通じて市町村長へ報告する。

上記(1)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市町村教育委員会を通じて市町村長へ送付する。

(3) いじめた生徒及び保護者への説明

随時、学校への呼び出しを行うとともに、必要に応じて、家庭訪問を行う。

(4) 他の保護者への対応

P T A役員等との相談の上、事実関係や指導の方向性がまとまってから行う。重大事案であることが明らかな場合は、緊急の説明会を開催し、状況説明を行う。

4 その他の留意事項

(1) 地域住民等への対応

地域住民からの苦情や情報提供などには、誠意をもって対応する。必要に応じて、電話対応者と電話対応内容のメモをとる職員を決めておく。

※電話対応者を教頭と一本化し、電話の内容を教務主任がメモをとる。

(2) マスコミへの対応

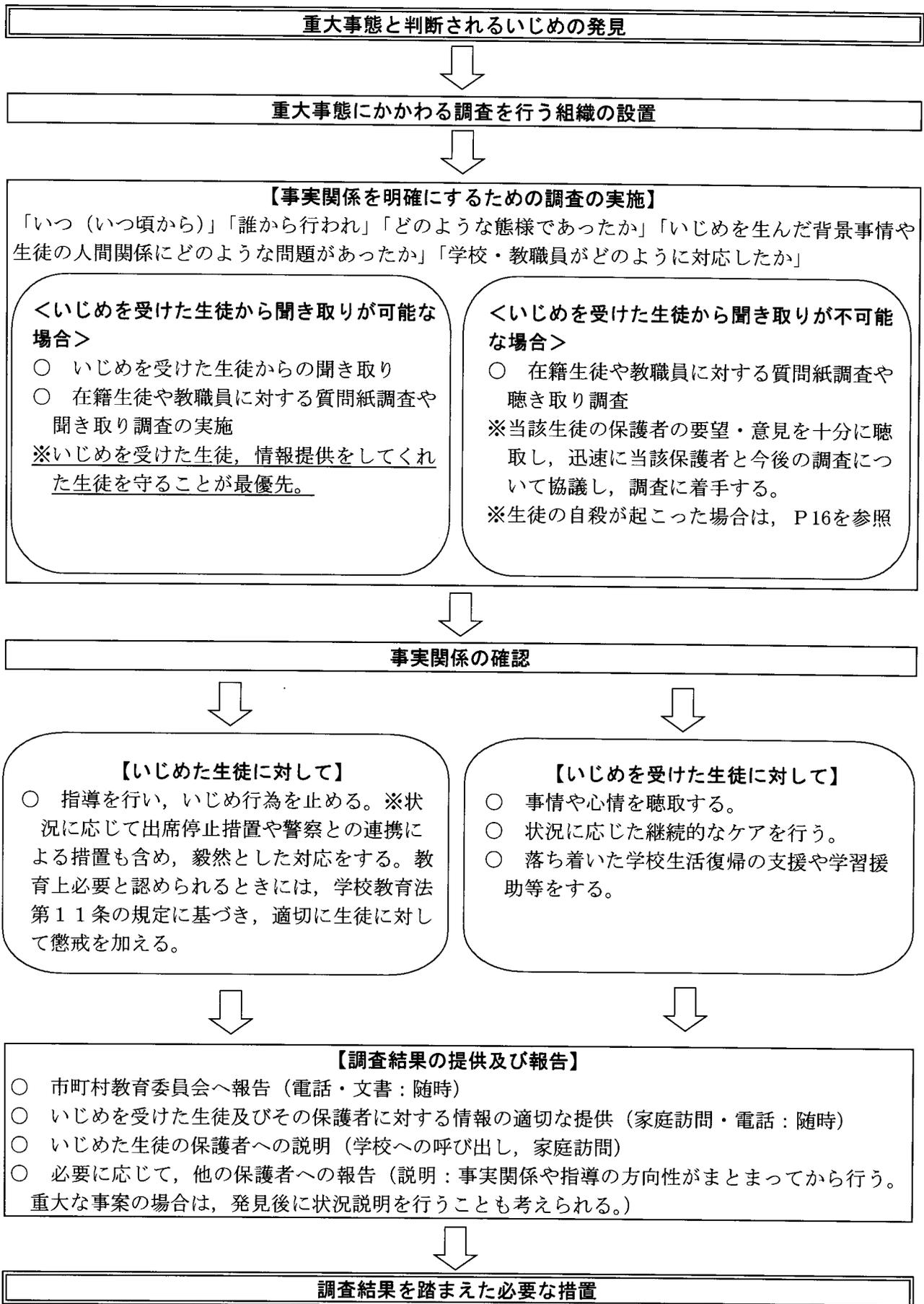
マスコミや報道機関へ電話対応は、原則、教頭が対応する。特に即答を避け、「取材時間、取材場所等」を決めて、市町村教育委員会の指導を受けた上で、マスコミの取材に応じる。

(3) その他

生徒の心のケアに配慮するために、必要に応じて、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの緊急派遣を、市町村教育委員会をとおして要請する。

調査結果記録のほか、電話対応やマスコミ対応の記録も保管する。

＜事実関係を明確にするための調査フロー＞ ※P13～14の取組の流れを図式化したもの



＜参考＞ 生徒の自殺という事態が起こった場合（いじめがその要因として疑われる場合）の「自殺の背景調査」における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にするものとする。

① 遺族に対して

詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。

死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

② 調査内容・方法について

背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価する。

客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

③ 調査組織について

調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

④ 情報発信・報道対応について

情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

<自殺の背景調査のフロー> ※P16の留意事項を図式化したもの

生徒の自殺という実態（いじめがその要因として疑われる場合）



背景調査を行う組織の設置



【背景調査の準備】

- 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。



【背景調査の実施】

- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価する。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。



調査結果を踏まえた必要な措置

いじめをしない・させない生徒・集団を育てるための活動

1 特別活動

(1) 学級活動

学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

(2) 生徒会活動

生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

(3) 学校行事

学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

2 重点実践事項

- (1) 話し合い活動の仕方を工夫し、互いの考え方を広げ、認め合うことによる生徒活動の活性化
- (2) 生徒の自主性・自立性を伸長する生徒会活動の工夫を目指したリーダー育成研修会の計画的な実施
- (3) コミュニケーションや感情のコントロール、好ましい人間関係づくりなどの社会的スキルを身に付けさせる授業の実践
- (4) 各種アンケートの結果を生かした学級経営
- (5) 思春期のライフスキル教育の実践を通じた学級づくり・学年づくり
- (6) 週に1回、朝読書の時間にアイスブレイクを取り入れたコミュニケーションづくり

2026年度

特別活動の全体計画

大崎市立古川中学校

◇教育基本法
◇教育関係法規
◇学習指導要領
◇宮城県教育振興基本計画
◇大崎市教育委員会の教育目標

「常に正しきを求めて向上的態度を持つ」とう

学校と地域の結び付きの弱体化が課題となるが、その一方で協力的な保護者や呼び掛けしだいで地域からの協力が得られるという強みがある。

望ましい人間関係づくり、規律ある学習態度や自主的な学習習慣を育てることで、主体的な学習活動の充実を図る。

多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
(2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見出し、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意志決定したりすることができるようにする。
(3) 自主的、実践的な集団活動を通して、身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をより良く形成するとともに、人間としての生き方について考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

対人関係のトラブルの増加
リーダー性のある生徒の不足
規範意識の低下、基本的な生活習慣の未形成

地域の未来を担う志の高い古川の子どもを学校と協働で古川で育てる。

望ましい集団活動による生徒の自主的、実践的な活動である特質を生かし、道徳的実践の指導の充実を図る。

(1) 問題や課題に効果的に対処し、自分で解決するスキルを身に付けさせる。
(2) より良い人間関係を築く力を育てる。
(3) 学級や学校において、主体的に自己を生かし、より良い生活づくりに参画する自主的・実践的な態度を育てる。

古川中学校における特別活動で目指す生徒の具体的な姿		
集団活動	生徒活動	学校行事
より良い人間関係を築くことができる生徒	リーダーを中心として見通しを持った活動ができる生徒	
第1段階 自己表現ができる。	リーダーが活動を企画することができる。	第1段階
第2段階 他者を理解し、受容することができる。	リーダーが中心となって活動を運営することができる。	第2段階
第3段階 関係を調整することができる。	リーダーが中心となって社会貢献活動を計画、実行し、その活動を振り返ることができる。	第3段階

集団や社会の一員としてより良い生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を基盤として、よりよく問題を解決する資質や能力を育成する。

他者との関わりを通して、集団や社会の一員としての自覚を持ち、その向上に取り組もうとする自主的・実践的な態度を育成する。

ねらい	学級や学校での生活をより良くするための課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意志決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、特別活動の目標に掲げる資質・能力を育成する。	異年齢の生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、特別活動の目標に掲げる資質・能力を育成する。	全校または学年の生徒で協力し、より良い学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、特別活動の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。
1 学年	望ましい人間関係を築くために、自己理解を深めるとともに、対人関係スキルを身に付けさせる。	生徒会活動の目的と意義、組織を理解させるとともに、生徒会組織の一員としての自覚と責任を持たせる。	集団への所属感や連帯感を味わわせる活動を通して、規律、共同、責任、思いやりなどの社会性や集団行動における望ましい態度を育てる。
2 学年	望ましい人間関係を通して、集団の一員としての自覚を持ち、学級や学校におけるより良い生活づくりに参画しようとする自主的、実践的な態度を育てる。	生徒会活動に対する関心や意欲を高め、学校生活の向上を目指して企画・運営する力を育てる。	行事の意義を正しく理解させ、生徒一人一人が積極的に自己の特性を生かしながら参加し、協力することによって充実した活動にしようとする態度を育てる。
3 学年	自己の生き方についての自覚を深め、主体的に物事を選択し、現在及び将来を豊かに責任を持って生きていく自主的、実践的な態度を育てる。	生徒会活動の効果的な運営ができるとともに、地域社会の一員としての自覚を持ち、生活の充実・向上に積極的に関わっていく自主的、実践的な態度を育てる。	教師の意図的、計画的な指導の下に、生徒の自主的な活動を助長することで、集団の中で自己の特性を生かし、協力してより良い学校生活を築き、発展させようとする自主的・実践的な態度を育てる。

(1) 話し合い活動の仕方を工夫し、互いの考えを広げ、深め合うことによる生徒会活動の活性化
(2) 生徒の自主性・自立性を伸長する生徒会活動の工夫を目指したリーダー育成研修会の計画的な実施
(3) コミュニケーションや感情のコントロール、好ましい人間関係づくりなどの社会的スキルを身に付けさせる授業の実践

○集団活動や生活への関心・意欲・態度
趣旨： 学級や学校の集団や自己の生活に関心を持ち、望ましい人間関係を築きながら、積極的に集団活動や自己の生活の充実と向上に取り組もうとする。

○集団の一員としての思考・判断・実践
趣旨： 集団の一員としての役割を自覚し、望ましい人間関係を築きながら、集団活動や自己の生活の充実と向上について考え、判断し、自己を生かして実践している。

○集団活動や生活についての知識・理解
趣旨： 集団活動の意義、より良い生活を築くために集団としての意見をまとめる話し合い活動の仕方、自己の健全な生活の在り方などについて理解している。

学級活動題材一覧

学期	月	題材 (1年)	時間	題材 (2年)	時間	題材 (3年)	時間
1 学期	4	学級開き	1	学級開き	1	学級開き	1
		係決め, 当番決め, 委員会決め	4	清掃・入学式準備	1	清掃・入学式準備	1
		学- (1)「学級目標を決めよう」	1	係決め, 当番決め, 委員会決め	4	係決め, 当番決め, 委員会決め	4
		体育祭選手決め	1	学- (1)「学級目標を決めよう」	1	修学旅行事前学習	1
	5	学- (1)「生徒総会に向けて」	1	学- (1)「生徒総会に向けて」	1	学- (1)「生徒総会に向けて」	1
		中間考査に向けて	1	中間考査に向けて	1	中間考査に向けて	1
	6	ファシリテーション演習	2	進路学習 (上級学校調べ)	2	修学旅行まとめ学習	2
	7	学- (3) 教育相談事前学習	1	学- (3) 教育相談事前学習	1	学- (3) 教育相談事前学習	1
		学年集会	1	学年集会	1	学年集会	1
8	学- (1) これまでの生活の振り返りと夏休みの過ごし方	1	学- (1) これまでの生活の振り返りと夏休みの過ごし方	1	学- (1) これまでの生活の振り返りと夏休みの過ごし方	1	
	期末考査に向けて	1	期末考査に向けて	1	期末考査に向けて	1	
9	学- (1)「生徒会活動を考える」 (専門委員会の決定)	1	学- (1)「生徒会活動を考える」 (専門委員会の決定)	1	学- (1)「生徒会活動を考える」 (専門委員会の決定)	1	
	新人大会に向けて	1	新人大会に向けて	1	抵抗力を高める食事について考えよう	1	
	私のつける通信表	1	私のつける通信表	1	私のつける通信表	1	
2 学期	10	通知表配布	1	通信表配布	1	通信表配布	1
		学- (1) 秋休みの反省と2学期の心構え	1	学- (1) 秋休みの反省と2学期の心構え	1	学- (1) 秋休みの反省と2学期の心構え	1
		合唱発表会に向けて	1	合唱発表会に向けて	1	合唱発表会に向けて	1
		中間考査に向けて	1	中間考査に向けて	1	中間考査に向けて	1
	11	ファシリテーショングラフィック学習	1	修学旅行事前学習	2	学- (3) 教育相談事前学習	1
		進路学習 (職業調べ)	1			卒業文集制作	1
	12	ファシリテーショングラフィック学習	1	修学旅行事前学習	1	卒業文集制作	1
		学年集会	1	学年集会	1	学年集会	1
	1	学- (1) これまでの生活を振り返ろう	1	学- (1) これまでの生活を振り返ろう	1	学- (1) これまでの生活を振り返ろう	1
		学- (1) 冬休みの反省とこれからの心構え	1	学- (1) 冬休みの反省とこれからの心構え	1	学- (1) 冬休みの反省とこれからの心構え	1
2	キャリアセッション事前事後学習	2	学年末考査に向けて	1	学年末考査に向けて	1	
	学年末考査に向けて	1	3年生を送る会に向けて	1	私のつける通信表	1	
	3年生を送る会に向けて	1	私のつける通信表	1	卒業式関係	1	
	私のつける通信表	1					
3	卒業式関係	2	卒業式関係	2	1年間の振り返り	1	
	学年集会	1	学年集会	1	通信表配布	1	
	通信表配布	1	通信表配布	1			

教育相談計画

学校教育相談とは、生徒の持つ悩みや困難の解決を援助することによって、その生活によく適応させ人格の成長への援助を図ろうとするものであり、すべての教職員が児童生徒に接するあらゆる機会を捉え、あらゆる教育活動の実践の中で行うものである。

1 目標

- (1) 一人一人の生徒に学業上の問題、それと関連する地域・学校・家庭生活上の問題について、その解決を図るため、指導・援助・助言を行う。
- (2) 集団活動を通して、望ましい人間関係づくりができるよう、必要に応じて適切な指導助言を行う。
- (3) 一人一人の素質と適性の発見・開発を目指し、将来必要とされる社会生活への適応のための準備を図る。

2 方針

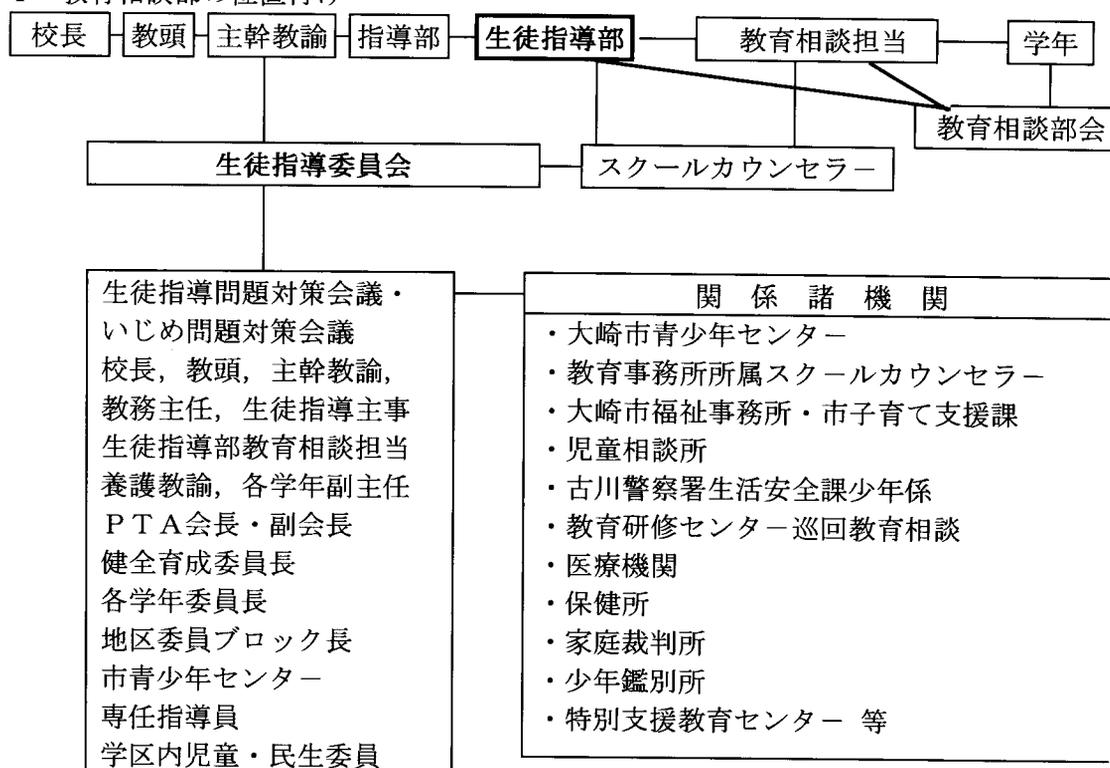
- (1) 全教員が相談活動に当たることを基本姿勢とする。
- (2) 学級担任が実施する相談活動を核とする。
- (3) 学級担任は学年内の教育相談担当者と連携し、相談活動を進める。
- (4) 学級担任はスクールカウンセラーと連携を深め、教育相談をより豊かなものにしていく。
- (5) 学年内の教育相談担当者は、学年の生徒指導担当者・スクールカウンセラーと連携し、相談活動を進める。
- (6) 学年内の教育相談担当者は、学年会で出されたケースのなかで学校全体で対応する必要があるケースについては教育相談主任に報告する。教育相談主任は生徒指導委員会において報告し、共通理解を図るとともに適切な対応についての意見や協力を求める。

3 教育相談活動の内容

(1) 相談内容

- ① 学業に関すること（学習スタイル・学習スキル・学習計画の立案を含む）
- ② 学校生活への適応に関すること
- ③ 交友関係に関すること
- ④ 部活動に関すること
- ⑤ 進路に関すること
- ⑥ 家庭生活に関すること
- ⑦ 性格・能力に関すること
- ⑧ 身体・健康に関すること
- ⑨ 人間関係に関すること
- ⑩ 特別な配慮を必要とする生徒に関すること（就学，すこやかファイルの配布，個別の教育支援計画・個別の指導計画等の立案を含む）

4 教育相談部の位置付け



5 教育相談年間計画

今年度目標

- ・年度初め及び学期末に教育相談部会（SC、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、各学年教育相談担当者による部会）を実施し、課題のある生徒についての支援の立案・実践・検証に努め、組織的な対応力を高める。
- ・生徒に関する多面的な情報を共有、分析して生徒理解に努め、支援の方針と役割を明確にしてチーム援助を行う。
- ・教職員の「同僚性」や「協働性」を生かし、組織的な対応に努める。
- ・定期教育相談や個別相談をもとに「日常性」、「継続性」を生かした対応に努める。

	定期教育相談	主な学校行事と個別相談(必要に応じて)
4月		始業式・入学式, 修学旅行(3年)
5月		地区中総体
6月		中間考査
7月	三者面談(全学年)	県中総体
8月	三者面談(全学年)	
9月		地区新人大会, 立会演説会, 期末考査
10月		合唱発表会, 終業式, 始業式
11月	三者面談(3年生) 二者面談(1・2年生)	中間考査
12月		
1月		
2月		学年末考査, 3年生を送る会
3月		卒業式, 修了式

安心して過ごせる学校を作ろう 《〇月》

大崎市立古川中学校 生徒指導部

年 組 番 氏名

「いじめ」は、一緒に学校生活を送る友だちの“心と体への暴力”です。

自分が行った行為を、相手が「いじめられている」と受けとった場合、その行為は「いじめ」です。古中から「いじめ」を根絶するため、そして古中生全員にとって居心地が良い学校となるように、以下のアンケートに正直に答えてください。

1月・2月の間に当てはまるものがあれば、記号に〇をつけましょう。

(1) あなたは、今、いじめを受けていますか？

《 ア 受けている イ 受けていない 》

(2) 身の回りでいじめをしている人、いじめを受けている人を見たことがありますか？

《 ア 見たことがある イ 見たことがない 》

(3) 先生に話を聞いてもらいたいことがありますか？

《 ア ある イ ない 》

古中の先生全員で、みんな一人ひとりを見守っています。もし、学校生活を送っていて、気になることや不安なことがあれば、一人で抱え込まず、どの先生にでもよいので相談しましょう。

※氏名は書いても書かなくてもどちらでもよいです。

いじめ発見のためのチェックシート(学校用)

<資料3>

	チェック項目	確認
朝の様子	挨拶をしない。または投げやりに挨拶する。	
	遅刻したり、時刻ぎりぎりの登校が目立つ。	
	表情がさえない。うつむき加減でいることが多い。マスクで顔を隠す。	
	体調不良を訴えることが多い。	
	※気になること ()	
授業中	周囲の生徒が机を離そうとする。	
	机や持ち物に落書きを見た。	
	保健室やトイレに行きたがる。	
	成績が急激に落ちた。発言をしなくなった。忘れ物が目立つようになった。	
	※気になること ()	
休み時間	教室や廊下に一人であることが多かったり、机から離れようとしなかったりする。	
	休み時間にトイレや相談室・保健室に閉じこもることが多い。	
	特に用事がなくても、職員室や教職員の周りをうろろすることが多い。	
	そばを通る生徒がからかったり、避けたりしていた。	
	物が壊れたり、紛失するとその生徒のせいにされる。	
	遊びと称して友人といるが表情がさえない。	
	いままで一緒にいることが多かった友人から離れた。	
	※気になること ()	
友人関係	特定の友人への言葉遣いや関わり方が不自然になった。	
	友達の話をしなくなったり、交友関係が変化した。	
	友人から頻繁に電話やメールがあり、それを気にしている。	
	いじめの話をすると強く否定する。	
	※気になること ()	
給食時間	片づけをさせられているように見えた。	
	配膳をすると嫌がるようなそぶりが見えた。	
	体調不良を訴えたり、給食を残すことが増えた。	
	※気になること ()	
清掃時間	人の嫌がる仕事ばかりする。一人で掃除をする。	
	特定の椅子・机が運ばれない。	
	※気になること ()	
帰りの会	清掃の後、帰りの会に遅れてくることが目立つ。	
	※気になること ()	
放課後	部活動をさぼるようになった。すぐに活動場所に行かない。意欲がなくなった。	
	すぐに、帰宅しない。普通に下校しても帰宅時間が遅い連絡があった。	
	※気になること ()	

いじめ発見のためのチェックシート(教師用)

<資料3>

	チェック項目	確認
朝の様子	挨拶をしない。または投げやりに挨拶する。	
	遅刻したり、時刻ぎりぎりの登校が目立つ。	
	表情がさえない。うつむき加減でいることが多い。マスクで顔を隠す。	
	体調不良を訴えることが多い。	
	※気になること ()	
授業中	周囲の生徒が机を離そうとする。	
	机や持ち物に落書きを見た。	
	保健室やトイレに行きたがる。	
	成績が急激に落ちた。発言をしなくなった。忘れ物が目立つようになった。	
	※気になること ()	
休み時間	教室や廊下に一人であることが多かったり、机から離れようとしなかったりする。	
	休み時間にトイレや相談室・保健室に閉じこもることが多い。	
	特に用事がなくても、職員室や教職員の周りをうろうろすることが多い。	
	そばを通る生徒がからかったり、避けたりしていた。	
	物が壊れたり、紛失するとその生徒のせいにされる。	
	遊びと称して友人といるが表情がさえない。	
	いままで一緒にいることが多かった友人から離れた。	
	※気になること ()	
友人関係	特定の友人への言葉遣いや関わり方が不自然になった。	
	友達の話をしなくなったり、交友関係が変化した。	
	友人から頻繁に電話やメールがあり、それを気にしている。	
	いじめの話をするとう強く否定する。	
	※気になること ()	
給食時間	片づけをさせられているように見えた。	
	配膳をすると嫌がるようなそぶりが見えた。	
	体調不良を訴えたり、給食を残すことが増えた。	
	※気になること ()	
清掃時間	人の嫌がる仕事ばかりする。一人で掃除をする。	
	特定の椅子・机が運ばれない。	
	※気になること ()	
帰りの会	清掃の後、帰りの会に遅れてくることが目立つ。	
	※気になること ()	
放課後	部活動をさぼるようになった。すぐに活動場所に行かない。意欲がなくなった。	
	すぐに、帰宅しない。普通に下校しても帰宅時間が遅い連絡があった。	
	※気になること ()	

いじめ発見のためのチェックシート(保護者用)

<資料3>

	チェック項目	大丈夫	心配
朝の様子	朝、なかなか起きてこない。		
	疲れた表情である。または、ぼんやりとしていたりふさぎ込んでいたりする。		
	いつもと違って、朝食を食べようとしなない。		
	登校時間が近づくと、体調不良を訴える。		
	※気になること ()		
登下校	一人で登校(下校)している。		
	遠回りして登校(下校)している。		
	遅刻や早退が増えた。		
	※気になること ()		
帰宅時	理由のはっきりしない制服等の汚れや破れがある。		
	理由のはっきりしない擦り傷やあざがある。		
	すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。		
	帰宅時間が理由なく遅くなった。		
	学校の話をしなくなった。		
	外出したがない。		
	学用品などの持ち物が壊れていたり、落書きがあつたりした。		
※気になること ()			
友人関係	特定の友人への言葉遣いや関わり方が不自然になった。		
	友達の話をしなくなったり、交友関係が変化した。		
	友人から頻繁に電話やメールがあり、それを気にしている。		
	いじめの話をするとう強く否定する。		
	※気になること ()		
家庭での様子	親と視線を合わせない。		
	家族と話をしなくなった。		
	親に反抗したり、兄弟姉妹に八つ当たりしたりする。		
	お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出したりするようになった。		
	部屋に閉じこもりがちになった。		
	学習への意欲と共に成績が下がってきた。		
	食欲がなくなった。ため息をつくことが増えた。		
	なかなか寝付けなくなった。		
※気になること ()			

いじめ対策年間計画

＜資料4＞

■：教職員間の活動 ○：生徒，教師，保護者の活動

月	活動内容	場面等	留意点
4月	<ul style="list-style-type: none"> ■学校間，学年間の情報交換，指導記録の引継 ■いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策委員会設置，いじめの未然防止に向けた取組の確認 ○いじめ根絶宣言（校長の決意を表明） ○学級開き，人間関係づくり，学級のルールづくり ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 ○家庭訪問の実施 ○春休み明けの変化の把握 ○行事を通した人間関係づくり ○「いじめアンケート」調査（生徒） 	職員会議等 始業式等 学級活動（全学年） 保護者会等	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの被害者，加害者の関係を確実に引き出す。 ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内研修「生徒理解会議」 ○「いじめアンケート」調査（生徒） ○市教委「いじめに関する調査」 	修学旅行 地区中総体	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめアンケート」調査（生徒） ○健全育成教室 ○1・3年リーダー研修 		<ul style="list-style-type: none"> ・6月は人間関係に変化が表れやすい時期であることに留意する。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通した人間関係づくり ○学校評価の実施 ○「いじめアンケート」調査（生徒） ○教育相談（3年） 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策を点検する。
8月	<ul style="list-style-type: none"> ■SCによる教育相談に係る研修会の開催 ■教育相談に係る研修会への参加 ○夏休み明けの生徒の変化の把握 ○行事を通した人間関係づくり ○「いじめアンケート」調査（生徒） 		<ul style="list-style-type: none"> ・相談技術を高めるために校内研修会を開催する。外部の研修会も活用する。
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめアンケート」調査（生徒） 	地区新人大会	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み後であることから，必要に応じて教育相談を実施する。
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通した人間関係づくり ○行事を通した人間関係づくり ○「いじめアンケート」調査（生徒） ○市教委「いじめに関する調査」 		<ul style="list-style-type: none"> ・自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れる。
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談（全学年） ○「いじめアンケート」調査（生徒） 		<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の人間関係の変化に留意する。
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価の実施（生徒・保護者アンケート） ○「いじめアンケート」調査（生徒） 		<ul style="list-style-type: none"> ・人権感覚を高める。 ・いじめ対策を点検する。
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○冬休み明けの生徒の変化の把握 ○「いじめアンケート」調査（生徒） ○市教委「いじめに関する調査」 		<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の変化を確認する。
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめアンケート」調査（生徒） 		<ul style="list-style-type: none"> ・人間関係の不安解消への対応を考える。
3月	<ul style="list-style-type: none"> ■記録の整理，引継資料の作成 ■新入生引き継ぎ ○「いじめアンケート」調査（生徒） 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめや人間関係に関する情報を確実に引き継ぐための資料づくりを行う。

学校評価の進め方

<資料5>

